

特定個人情報保護評価書(基礎項目評価書)

評価書番号	評価書名
3	東京都立学校等給付型奨学金事業に係る特定個人情報保護評価書(基礎項目評価書)

個人のプライバシー等の権利利益の保護の宣言

東京都教育委員会は、東京都立学校等給付型奨学金事業に関する事務において、個人番号を利用するに当たり、特定個人情報の不適正な取扱いが個人のプライバシー等の権利利益に影響を及ぼしかねないことを認識し、特定個人情報の漏えいその他の事態を発生させるリスクを軽減させるために適切な措置を講じ、もって個人のプライバシー等の権利利益の保護に取り組むことを宣言する。

特記事項

評価実施機関名

東京都教育委員会

公表日

令和4年3月31日

I 関連情報

1. 特定個人情報ファイルを取り扱う事務	
①事務の名称	東京都立学校等給付型奨学金事業に係る事務
②事務の概要	(東京都立学校等給付型奨学金(以下「給付型奨学金」という。)事業) 東京都立高等学校等における給付型奨学金の交付に関する要綱に基づき、都立高等学校及び中等教育学校に通う生徒で、学校教育法(昭和22年法律第26号)第16条に規定する保護者又は生徒に保護者がいない場合は当該生徒(生徒が主として他の者の収入により生計を維持している場合には、その者)(以下「保護者等」という。)の区市町村民税所得割額及び都道府県民税所得割額が一定額未満の者に対して、主体的な教育活動への参加機会を確保するため、奨学金を支給する。 (特定個人情報ファイル) 特定個人情報ファイルは、台帳管理及び照会で使用する。
③システムの名称	都立学校授業料等徴収システム
2. 特定個人情報ファイル名	
東京都立学校等給付型奨学金事務ファイル	
3. 個人番号の利用	
法令上の根拠	番号法第9条第2項 行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律に基づく個人番号の利用並びに特定個人情報の利用及び提供に関する条例第4条 別表第一 12の項
4. 情報提供ネットワークシステムによる情報連携	
①実施の有無	[実施する] <選択肢> 1) 実施する 2) 実施しない 3) 未定
②法令上の根拠	【情報照会】 番号法第19条第9号 行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律に基づく個人番号の利用並びに特定個人情報の利用及び提供に関する条例第4条 別表第二 7の項
5. 評価実施機関における担当部署	
①部署	東京都教育庁都立学校教育部高等学校教育課
②所属長の役職名	高等学校教育課長
6. 他の評価実施機関	
7. 特定個人情報の開示・訂正・利用停止請求	
請求先	東京都 教育庁 都立学校教育部 高等学校教育課 経理担当 〒163-8001 東京都新宿区西新宿2-8-1 都庁第二本庁舎15階 電話:03-5320-6744 ファクシミリ:03-5388-1727
8. 特定個人情報ファイルの取扱いに関する問合せ	
連絡先	東京都 教育庁 都立学校教育部 高等学校教育課 経理担当 〒163-8001 東京都新宿区西新宿2-8-1 都庁第二本庁舎15階 電話:03-5320-6744 ファクシミリ:03-5388-1727

II しきい値判断項目

1. 対象人数		
評価対象の事務の対象人数は何人か	[10万人以上30万人未満]	<選択肢> 1) 1,000人未満(任意実施) 2) 1,000人以上1万人未満 3) 1万人以上10万人未満 4) 10万人以上30万人未満 5) 30万人以上
いつ時点の計数か	令和3年5月10日 時点	
2. 取扱者数		
特定個人情報ファイル取扱者数は500人以上か	[500人以上]	<選択肢> 1) 500人以上 2) 500人未満
いつ時点の計数か	令和3年5月10日 時点	
3. 重大事故		
過去1年以内に、評価実施機関において特定個人情報に関する重大事故が発生したか	[発生なし]	<選択肢> 1) 発生あり 2) 発生なし

III しきい値判断結果

しきい値判断結果
基礎項目評価及び全項目評価の実施が義務付けられる

IV リスク対策

1. 提出する特定個人情報保護評価書の種類		
[基礎項目評価書及び全項目評価書]		<選択肢> 1) 基礎項目評価書 2) 基礎項目評価書及び重点項目評価書 3) 基礎項目評価書及び全項目評価書 2)又は3)を選択した評価実施機関については、それぞれ重点項目評価書又は全項目評価書において、リスク対策の詳細が記載されている。
2. 特定個人情報の入手(情報提供ネットワークシステムを通じた入手を除く。)		
目的外の入手が行われるリスクへの対策は十分か	[十分である]	<選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている
3. 特定個人情報の使用		
目的を超えた紐付け、事務に必要な情報との紐付けが行われるリスクへの対策は十分か	[十分である]	<選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている
権限のない者(元職員、アクセス権限のない職員等)によって不正に使用されるリスクへの対策は十分か	[十分である]	<選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている
4. 特定個人情報ファイルの取扱いの委託 []委託しない		
委託先における不正な使用等のリスクへの対策は十分か	[十分である]	<選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている
5. 特定個人情報の提供・移転(委託や情報提供ネットワークシステムを通じた提供を除く。) [○]提供・移転しない		
不正な提供・移転が行われるリスクへの対策は十分か	[]	<選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている
6. 情報提供ネットワークシステムとの接続 []接続しない(入手) [○]接続しない(提供)		
目的外の入手が行われるリスクへの対策は十分か	[十分である]	<選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている
不正な提供が行われるリスクへの対策は十分か	[]	<選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている
7. 特定個人情報の保管・消去		
特定個人情報の漏えい・滅失・毀損リスクへの対策は十分か	[十分である]	<選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている
8. 監査		
実施の有無	[○] 自己点検 [○] 内部監査 [○] 外部監査	
9. 従業者に対する教育・啓発		
従業者に対する教育・啓発	[十分に行っている]	<選択肢> 1) 特に力を入れて行っている 2) 十分に行っている 3) 十分に行っていない

変更箇所

変更日	項目	変更前の記載	変更後の記載	提出時期	提出時期に係る説明
令和3年6月21日	表紙 個人のプライバシー等の権利利益の保護の宣言	東京都教育委員会は、高等学校等就学支援金事業、東京都国公立高等学校等奨学のための給付金事業及び東京都立高等学校等学び直し支援金事業に関する事務において、個人番号を利用するに当たり、特定個人情報の不適正な取扱いが個人のプライバシー等の権利利益に影響を及ぼしかねないことを認識し、特定個人情報の漏えいその他の事態を発生させるリスクを軽減させるために適切な措置を講じ、もって個人のプライバシー等の権利利益の保護に取り組むことを宣言する。	東京都教育委員会は、東京都立学校等給付型奨学金事業に関する事務において、個人番号を利用するに当たり、特定個人情報の不適正な取扱いが個人のプライバシー等の権利利益に影響を及ぼしかねないことを認識し、特定個人情報の漏えいその他の事態を発生させるリスクを軽減させるために適切な措置を講じ、もって個人のプライバシー等の権利利益の保護に取り組むことを宣言する。	事後	文言修正
令和3年6月21日	I 関連情報 1. 特定個人情報ファイルを取り扱う事務 ① 事務の名称	東京都立学校等給付型奨学金事業	東京都立学校等給付型奨学金事業に係る事務	事後	文言修正
令和3年6月21日	I 関連情報 4. 情報提供ネットワークシステムによる情報連携 ②法令上の根拠	【情報照会】 番号法第19条第8号	【情報照会】 番号法第19条第9号	事前	法令改正
令和3年6月21日	I 関連情報 7. 特定個人情報の開示・訂正・利用停止請求 請求先	東京都 教育庁 都立学校教育部 高等学校教育課 経理担当 〒163-8001 東京都新宿区西新宿2-8-1 都庁第一本庁舎39階北側(平成31年8月26日以降は都庁第二本庁舎15階) 電話:03-5320-6744 ファクシミリ:03-5388-1727	東京都 教育庁 都立学校教育部 高等学校教育課 経理担当 〒163-8001 東京都新宿区西新宿2-8-1 都庁第二本庁舎15階 電話:03-5320-6744 ファクシミリ:03-5388-1727	事後	執行場所移転に伴う変更
令和3年6月21日	I 関連情報 8. 特定個人情報ファイルの取扱いに関する問合せ 連絡先	東京都 教育庁 都立学校教育部 高等学校教育課 経理担当 〒163-8001 東京都新宿区西新宿2-8-1 都庁第一本庁舎39階北側(平成31年8月26日以降は都庁第二本庁舎15階) 電話:03-5320-6744 ファクシミリ:03-5388-1727	東京都 教育庁 都立学校教育部 高等学校教育課 経理担当 〒163-8001 東京都新宿区西新宿2-8-1 都庁第二本庁舎15階 電話:03-5320-6744 ファクシミリ:03-5388-1727	事後	執行場所移転に伴う変更
令和3年6月21日	II しいき値判断項目 1. 対象人数 評価対象の事務の対象人数は何人か いつ時点の計数か	平成29年8月25日 時点	令和3年5月10日 時点	事後	再実施
令和3年6月21日	II しいき値判断項目 2. 取扱者数 特定個人情報ファイル取扱者数は500人以上か いつ時点の計数か	平成29年8月25日 時点	令和3年5月10日 時点	事後	再実施
令和3年6月21日	II しいき値判断項目 3. 重大事故 過去1年以内に、評価実施機関において特定個人情報に関する重大事故が発生したか	発生あり	発生なし	事後	